

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------|
| 10 | 児童福祉関連事務 評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中城村は、児童福祉関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童福祉関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

中城村

公表日

平成27年6月5日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 児童福祉関連事務 |
| ②事務の概要 | 本事務は、児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、高額障害児通所給付費並びに保育所に関する事務である。 番号法では、別表第一項番8に基づき、各給付費並びに医療費の支給申請や異動・喪失等の届出と費用徴収及び保育所に関する事務で個人番号を利用する。 |
| ③システムの名称 | 保育料システム、中間サーバー連携システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 保育料受付ファイル、宛名情報システム | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 第94項 並びに子ども子育て支援法第20条等 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条7項、別表第二の116の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉課 |
| ②所属長 | 福祉課長 仲松範三 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 中城村(総務課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 中城村(福祉課) 沖縄県中頭郡中城村字当間176番地 TEL098-895-2131 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年3月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年3月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |